



I-OWA マンスリー・セミナー講演より

介護の現場から

講演：北井 純子、レポーター：赤堀 薫里

ケアマネの視点から、介護保険と施設のことについてお話します。まず、介護に直面した時、ご本人とご家族の今の気持ちを整理することが大切です。直接、本人やご両親、ご家族に「何が困っているのか？何を手助けしてほしいのか？」「私だったら何ができるのか？何を手伝っていいのか。」と聞いた方がいいのです。一番大変なのは、金銭的なこと。意外にご家族の方は、親がどれくらい持っているのかわからない。それはちゃんと聞いておいた方がいいですね。



いずれ認知症が深刻になると、カードで引き落としができない、暗証番号、印鑑、通帳の場所がわからないということが出てきます。やはり、「ちょっと怪しいかな？」と思ったら、なんとか聞き出した方がいいですね。そして、健康のことも大切です。持病があったら、「お薬がちゃんと飲めていますか？」という確認も必要です。家族のことでは、もし一人っ子でなく兄妹がいるのであれば、手分けした方がいいでしょう。

まず、介護保険を使っていきましょう。介護保険は、年齢によって第1号被保険者・第2号被保険者と分かれています。65歳以上の方(第1号被保険者)は、市区町村から介護保険証の番号、名前、生年月日が入った水色の介護保険証が送られてきます。これは申請時に必要になる為、どこにあるのか探しておいた方がいいでしょう。40歳から64歳のメンバー(第2号被保険者)も、16の疾病時に介護保険が使えます。例えば、癌の末期、若年性の認知症、脳血管疾患(脳梗塞・脳出血)等が起きた時でも使えます。

次に介護保険の申請を、市区町村の役所、地域包括支援センターで行います。介護保険証、三文判、主治医の名前と住所、そして意見書が介護保険の申請時には必要となる為、事前にお医者様に意見書を書いてもらう相談をした方がいいです。ご本人でもご家族からの申請でも大丈夫です。



長期投資仲間通信「インベストライフ」

原因が、病気や、ひどい物忘れかもしれません。この後、認定調査になりますが、もし立ち会えるのであれば、立ち会ってください。プライドのあるご本人は「お風呂、自分で洗って洋服を着ているよ。買い物？自分で行って、お料理を作っているよ。トイレ？失敗していません」などと言う場合がよくありますが、仮に実情と異なっても、その場ではそのままにしてください。後に申請前に書くことが出来ます。また、調査する人に「ちょっとその場では言えませんが、実は物忘れがひどいです。」と、事前にお話しておけば、それを踏まえて調査を行いますし、調査後に修正もできます。正確に介護度を出すために、その場に立ち会うことをお勧めします。

主治医が記入する意見書も、本人を連れて行くと本音をなかなか言わないため、事前に電話等で相談しておけば、ちゃんと記載してくれると思います。審査会は、各市町村の方で、老人ホームの施設長さん等が5～6人集まって審査会を行い、認定結果がでます。先程の空の介護保険証に、自立もしくは、要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5というように、介護度、有効期限が入って郵送されてきます。そして、実際に介護保険を使っていきます。



この後、講演では、ケアプランを作成してくれるケアマネージャーの選び方と付き合い方。実際に介護保険制度を使い、受けることができる在宅サービスや、多様化している高齢者施設のサービスの内容、自分や家族にあう施設の探し方をお話いただきました。また後半は、85歳以上で有病率が45%を超えと言われる認知症について、現状や症状、認知症の方への対応について興味深いお話を伺いました。